平成２６年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市叶137番地５
破産者　株式会社大陸
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５２号
島根県安来市大塚町273番地
破産者　被相続人小川和子の相続財産
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目４番35号ＫＳＣ鴨池ビル
破産者　株式会社甘雨堂
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４８８号
札幌市西区福井10丁目６番10―２号　ピュアハウス福井102号
破産者　坂東　満明
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８００号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目４番10号、開始決定時の住所札幌市豊平区福住１条３丁目20番８号
破産者　大久保　圭
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１６号
札幌市西区平和１条８丁目２番７号　コーポラス平和201号
破産者　猿渡　年治
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３８号
札幌市白石区菊水１条４丁目４番20―307号
破産者　菅原　圭三
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
岐阜県下呂市萩原町桜洞2222番地５
破産者　富永　峰良
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
岐阜県下呂市萩原町萩原1328番地１
破産者　富永きぬへ
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
東京都八王子市西片倉１丁目11番３号フューメスタジオーネ　Ｂ―101号、開始決定時の住所静岡市葵区北安東５丁目49番27号メゾネットリライフ北安東２号室
破産者　道村　竜也
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市伊庭町2317番地
破産者　西川　　隆
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第６７２号
大阪府富田林市小金台３丁目８番２号―106
破産者　竹中　成光
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
岡山県真庭市蒜山下和2418番地、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町川辺543番地５
破産者　小椋　範一
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５００号
北九州市若松区迫田町５番53号
破産者　田中　浩人
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５４号
新潟市北区すみれ野４丁目４番11号、開始決定時の住所新潟市東区岡山115番地13
破産者　青山　辰三
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町豆酘2596番地、前住所長崎県対馬市厳原町西里27番地　江頭宿舎102
破産者　山下　勝美
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３９１６号
大阪府東大阪市四条町17番20号
破産者　藤井　保宏
１　破産債権の届出期間　平成27年６月19日まで
２　一般調査期日　平成27年７月14日午前10時
平成27年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部